

はじめての年末調整電子化セミナー

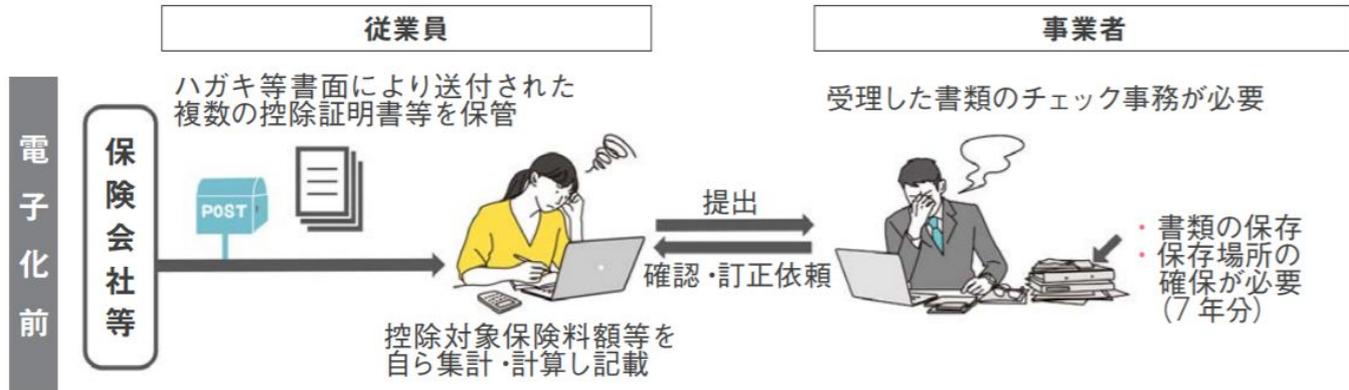
～税理士法人ウイズ～

セミナーの内容

- 1, 年末調整の電子化の概要
- 2, 電子化にあたっての準備事項(事業者編)
- 3, 電子化にあたっての準備事項(従業員編)
- 4, よくある質問

これまでの年末調整について

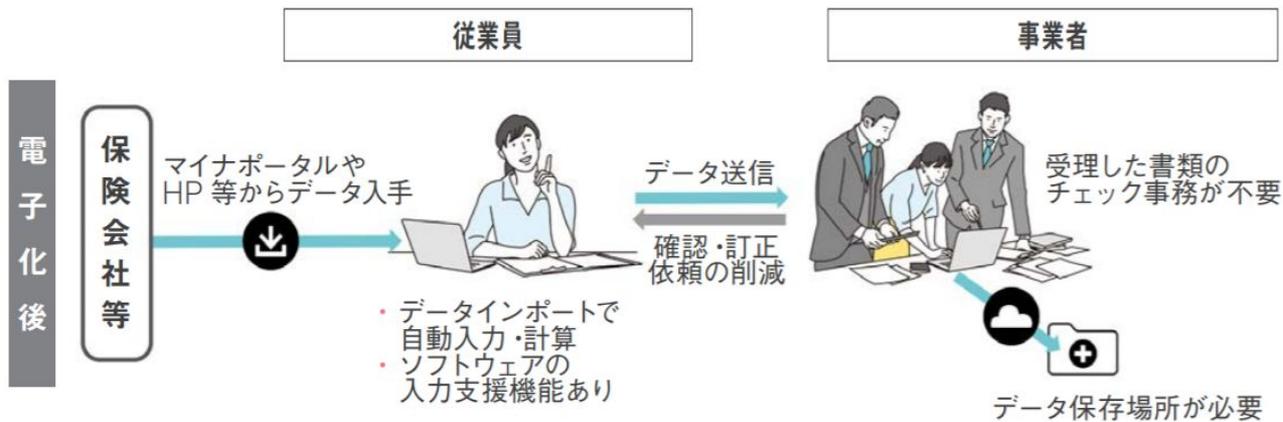
勤務先（給与等の支払者）が用紙を配付し、その用紙に従業員（給与等の支払を受ける方）が手書きして提出するスタイルだった。



年末調整の電子化とは？

以下の2つを実施することにより、年末調整手続をデータにて処理！

- ① 従業員が控除証明書等を電子データで取得し、それを利用して年末調整申告書データを作成。
- ② 勤務先が従業員から年末調整申告書のデータ及び控除証明書等データを提供され、これを利用して年税額等の計算を行う。



年末調整手続の電子化による主な変更点

区分	手続内容	これまで (電子化前)	令和2年10月以後 (電子化後)
従業員の 手続	年末調整申告書の作成	控除証明書等内容を手書き	自動入力
	控除額の計算	手計算	自動計算
勤務先の 手続	控除額の検算	必要	不要
	給与システム等への取込	年末調整申告書の控除額等を 給与システム等に手入力	年末調整申告書データを 給与システム等にインポート

電子化を行うことでのメリット

【事業者側】

- データで取得することで控除額の正否の確認(検算)が不要に。
- 控除証明書等をデータで取得することで、添付書類の確認も不要に。
- 記載もれや記載誤り等の確認が不要に。
- データのまま保存することで書面の保管場所の確保等が不要となる。

電子化を行うことでのメリット

【従業員側】

- 手書きによる手間の削減。
- 控除証明書等をデータで取得することで、転記誤りや控除額の計算ミスを防止。
- 控除証明書等を紛失した時の再発行手続きの手間が不要となる。
- 控除対象か否かの判定をする必要がない。(情報を入力するだけで自動判定)

国税庁・年調ソフト

国税庁が年末調整の書類を、
PC・スマートフォンで作成できるソフトを、
無料で公開！





電子化にあたっての準備事項
～事業者編～



電子化にあたっての準備事項【事業者側】

以下の4つが必要に。

① 電子化の実施方法の検討

データで提供を受けるための要件2つ

② 給与計算ソフトの確認 (国税庁ソフトを使用する場合)

③ データを保管しておく場所

④ 従業員への周知

①電子化の実施方法の検討

以下を検討。

- ・従業員が使用する年末調整申告書作成用のソフトの選定
(国税庁のソフトか、民間企業のソフト等か)

- ・電子化後の年末調整手続の事務手順

データで提供を受けるための要件2つ

要件① 電磁的方法による提供を受けるために必要な措置

- 1, 勤務先にインターネット経由のメール等で送信する。
- 2, USBメモリ等に保存して勤務先に提供する。
- 3, 社内LANなどで、勤務先と従業員のみアクセスが可能な領域に年末調整申告書データを保存する。

※1または2により提出する場合は、提出データに電子署名を付すかパスワードを設定する必要があります。

データで提供を受けるための要件2つ

要件② 提出された電子データが従業員本人から提出されたことが確認できる措置

以下の1または2の措置が必要に。

- 1, **マイナンバーカード**を用いて電子署名を行い、勤務先に申告書を提出。
- 2, 勤務先から通知を受けた**ID及びパスワード**を用いて、勤務先に申告書を提出。

※具体的には以下のものも含まれます。

- ・年末調整申告書データそのものにパスワードを付す場合
- ・社内 LAN 等に従業員個別の ID、パスワードでログインし、その従業員のみ割り当てられたメールアドレスから提出する場合

②給与計算ソフトの確認

年末調整の書類作成を国税庁ソフトで行う場合、
作成したデータがすでに使用している給与計算ソフトにインポートできるか、
確認をお願いします。

③データを保管しておく場所

作成したデータの保存する場所のご用意をお願いします。

一人あたりの1年分の年末調整のデータ容量は 0.02KB、
100人あたりで、2MBとなります。

④従業員への周知

従業員が使用する年末調整申告書の作成用のソフトや事務手順について、
決まり次第、周知をお願いします。

※注意点

従業員から年末調整申告書及び控除証明書等について、電子データにより提供を受けるに当たり、法令上は事前に従業員から同意を得る必要はありません。

国税庁アプリでの 年末調整の電子データの管理について

国税庁アプリを使用する場合の、事業者向けの電子データの管理について、
その全体の流れとデータ管理方法を説明します。

【国税庁アプリでの年末調整の電子データの管理について】

全体の流れ

- ①データ保存するフォルダとウィズ作成の一覧表の準備
- ②従業員ID/PWと資料の作成、配布
- ③従業員からデータ及び添付資料の回収
- ④回収したデータをもとに年末調整の計算、ウィズに提出

【国税庁アプリでの年末調整の電子データの管理について】

年末調整データの管理

ウィズが従業員のIDとパスワード、データの提出管理などをまとめたエクセルを作成。

画面共有にて、使い方を説明します。



電子化にあたっての準備事項
～従業員編～



電子化にあたっての準備事項【従業員側】

①勤務先から指定された年末調整申告書作成用ソフトの取得

② 控除証明書等データの取得 or 控除証明書のハガキの用意

- ・マイナポータル連携による取得

- ・各保険会社等の HP(お客様ページなど)から取得

※データ取得での提出の場合はハガキの提出は不要です。

【従業員向け】

国税庁アプリでの年末調整書類作成・提出について

【従業員向け】年末調整アプリの使い方

従業員が国税庁アプリをスマートフォンで使用して、
年末調整書類を作成する手順についてです。

年末調整アプリの使い方



控除証明書等データの取得(マイナポータル)

マイナポータルからの取得

マイナポータルでの連携によって、控除証明書等データを一括で取得できます。

マイナポータルとは？

政府が運営するオンラインサービスで、子育て等に関する行政手続きがワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりします。

控除証明書等データの取得(マイナポータル)

マイナポータル連携のメリット

マイナポータルで保険会社と連携することで、

複数の控除証明書等データをまとめて自動取得することが可能に。

控除証明書等データの取得(マイナポータル)

マイナポータル連携のための準備

① マイナンバーカードの取得及び読み取り機器の準備

マイナンバーカードを読み取るための、ICカードリーダーまたは
マイナンバーカード対応のスマートフォン等が必要に。

② マイナポータルの開設

ICカードリーダー又は対応スマートフォンを利用

③ マイナポータルと各保険会社の連携手続

控除証明書等データの取得(各保険会社から)

各保険会社等のホームページから取得

ご契約の保険会社等のホームページ等における、いわゆる「お客様ページ」から控除証明書等データをダウンロードすることが可能な保険会社もあります。

この方法の場合、マイナンバーカードは必要ありませんが、契約している保険会社等が複数ある場合、各保険会社ごとに控除証明書等データをダウンロードし、申告書作成用のソフトにインポートする必要があります。

控除証明書等データの取得(各保険会社から)

データでの控除証明書が準備できない場合 (控除証明書のハガキの用意)

⇒ハガキの控除証明書をご用意ください。

ハガキの控除証明書に記載された内容を、申告書作成用のソフトへ手入力して、申告書データを作成し、勤務先へ提出となります。

入力したハガキの控除証明書は勤務先に提出又は提示が必要となります。

控除証明書等データの取得(各保険会社から)

契約している保険会社が控除証明書のデータ交付に対応していない場合

⇒これまでどおり、ハガキの控除証明書のみが交付されます。

ハガキの控除証明書に記載された内容を、申告書作成用のソフトへ手入力し、
申告書データを作成、勤務先へ提出となります。

よくある質問

よくある質問

Q1,税務署への届出書の提出は必要ですか？

⇒令和3年4月1日以降、提出が不要となりました。

Q2,年末調整ソフトから作成した申告書について、紙での保存とする場合、

印刷した申告書を保存すればよいのでしょうか？

⇒年末調整ソフトで作成した申告書をPDFで出力すると、国税庁が公表している紙の申告書とは異なる形式で印刷されます。ただ法律で定められた記載事項は網羅されていますので、問題はありません。

よくある質問

Q3.従来通りの紙と電子データの併用で年末調整を行うのは可能ですか？

⇒可能です。紙と電子データのどちらかに限定することは必要なく、併用してご利用できます。

Q4.電子データでの年末調整書類はいつまで保存が必要ですか？

⇒紙保存と同様で、提出期限の属する年の翌年 1月10日から7年間保存する必要があります。
(例、2021年の年末調整の書類⇒ **2029年1月10日**まで保存)